

# 建設工事に係る入札参加資格審査の格付方針

令和2年10月5日 契約検査課

## 1 目的

平成31・32年度までの格付は、「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」の「総合評定値」により行っていたが、令和3・4年度格付からは、地域経済の発展と、市内業者の更なる受注確保を目的に、格付方針を以下のとおり見直す。このことにより、公共工事の品質確保と、持続可能な建設業の発展を図る。

## 2 格付の基準となる点数

経営事項審査の総合評定値 + 市評価点とする。

## 3 市評価点の項目

市評価点の項目は、次のとおりとする。

- 市内に営業所（本店・支店）が所在する者
- 災害時における応急復旧業務に関する協定の締結
- 工事成績評定
- 指名停止措置の有無

## 4 その他

- ・市評価点の詳細については格付け要領で定める。
- ・格付実施後は埼玉県電子入札共同システム等で公表する。